

第7回日本サルコーム治療研究会学術集会  
利益相反開示事項細則

| 報告事等                 | 金額   | 企業名等 |
|----------------------|--|------|
| 企業の役員・顧問職            | 1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上   |      |
| 株式                   | 1つの企業・団体の1年間の利益が100万円以上のもの、<br>あるいは当該株式の5%以上保有   |      |
| 特許使用料                | 1つの特許使用料が年間100万円以上   |      |
| 講演料等                 | 1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上  |      |
| 原稿料等                 | 1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上  |      |
| 研究費                  | 1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、<br>治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る<br>研究契約金で実際に割り当てられた年間総額100万円以上         |      |
| 奨学（奨励）寄附金            | 1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する<br>講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を<br>決定し得る寄附金で実際に割り当てられた年間総額100万<br>円以上 |      |
| 寄付講座                 | 企業などからの寄付講座に所属している場合   |      |
| その他の報酬<br>（旅費、贈答品など） | 1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上  |      |